

役員等報酬規程

社会福祉法人木下財団

(通則)

第1条 社会福祉法人木下財団（以下、「法人」という）の役員等に対する報酬及び旅費等の支給については、この規程に定めるところによる。

(定義)

第2条 本規程でいう「役員等」とは、理事、監事、評議員及び審議員をいう。

- 2 「理事会等」とは、理事会、評議員会、監事會及び審議会をいう。
- 3 「旅費等」とは、交通費及び日当をいう。
- 4 「出張旅費等」とは、交通費、宿泊費及び日当をいう。

(役員等の報酬)

第3条 役員等に対しては、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。

(理事会等の旅費等)

第4条 役員等が理事会等に出席したときは、旅費等として日額10,000円を支給する。

なお、同日に併せて他の法人業務を行った場合であっても、旅費等は支給しない。

- 2 交通に要した費用が旅費等の額を超えるときは、その実費を支給する。

(理事会等以外の旅費等)

第5条 理事長が理事会等以外の日において法人のための業務に従事したときは、旅費等として日額10,000円を支給することができる。

- 2 理事が理事長の命により理事会以外の日において、法人のための業務に従事したときも前項と同様とする。
- 3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、監督官庁による指導検査の立会及び運営状況の指導又は監査の業務に従事したときは、旅費等として日額20,000円を支給することができる。
- 4 交通に要した費用が旅費等の額を超えるときは、前条第2項を適用する。

(出張旅費等)

第6条 役員等が法人のための業務に一日を超えて従事したときは、次の各号を合算した出張旅費等を支給することができる。

- 一 交通費 実費
 - 二 宿泊費 実費
 - 三 日当 10,000円
- 2 役員等が業務に必要な費用を支出したときは、当該実費を弁償する。
 - 3 出張旅費等は原則として精算払いとするが、必要により概算払いとすることができる。この場合、出張終了後速やかに精算をすることを要する。

附則

この規程は、平成30年5月31日より適用する。